

守秘義務契約書

特定非営利活動法人KIDS（以下、KIDSという）と_____（以下「会員」という）は、「会員」が「活動」に参加するにあたり、KIDSから秘密情報を入手するにあたり、次の契約（以下「本契約」という）をします。

第1条（定義）

本契約において使用される用語の意味は、以下のとおりとします。

1. 「秘密情報」とは、第2条の規定に基づき、KIDSから「会員」へ提供された個人を特定可能な個人情報であって、KIDSからへ書面および磁気ディスク、フラッシュ・メモリ等の電子媒体または電子メール等により開示される情報で、明確に秘密である旨の表示がなされたものをいいます。
2. 「活動」とはKIDSの年間事業計画に基づく特定非営利活動をいいます。
3. 「プロジェクト」とはKIDSの年間事業計画に基づく特定非営利活動をいいます。

第2条（情報の開示）

KIDSは、「会員」に対し、「活動」に関する必要な情報を開示します。

第3条（秘密保持）

本契約期間中および本契約終了後、「会員」はKIDSから開示された「秘密情報」の秘密を守り、第三者に開示または漏洩しないことを誓います。ただし、この秘密保持義務は次の各号のいずれかに該当する情報には適用されないものとします。

1. KIDSから知る以前に、すでに一般に知られているもの。
2. KIDSから知る以前に、すでに自らが知っていたもの。
3. KIDSから提供された「秘密情報」によることなく、独自に入手したもの。
4. 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知ったもの。
5. KIDSから予め書面による承諾を得たもの。

第4条（使用制限）

「会員」は、KIDSから開示された「秘密情報」を「プロジェクト」をはじめとする「活動」のために使用できるものとし、それ以外の目的には使用してはなりません。

第5条（秘密情報及び処理データの管理）

1. 「会員」はKIDSから開示された「秘密情報」を、漏洩または紛失を未然に防ぐため、自己の同程度に重要な秘密情報に対するのと同等の注意をもって管理しなければなりません。
2. 本契約の終了に伴い、「会員」はKIDSから受領した「秘密情報」の使用を直ちに中止し、KIDSの要求に基づき、当該「秘密情報」およびその複製物をすべて

破棄あるいはK I D Sに返却するものとします。なお、「秘密情報」が電子情報である場合、「会員」は当該電子的な「秘密情報」を破棄するものとします。

第6条（契約締結の事実の秘匿）

K I D Sと「会員」は、本契約締結の事実および内容を第三者に開示、漏洩してはなりません。

第7条（契約期間）

1. 本契約は当事者による契約調印日から「会員」の退会時まで有効とします。
2. 第3条及び第8条は本契約終了後も存続するものとします。

第8条（協議事項）

本契約の運用に際し、本契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度K I D Sと「会員」が協議して決定します。

本契約の締結の証として、本契約書2通を作成し、「会員」が捺印もしくは記名の上、各1通を保有します。

20____年____月____日

K I D S

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-17-2-202

特定非営利活動法人K I D S

代表 山本美樹夫

「会員」

〒_____

(住所) _____

(氏名) _____